

志賀原子力発電所 中央制御室非常用循環系ダクト等の点検結果の報告について

平成29年7月25日
北陸電力株式会社

本日（7月25日）、志賀原子力発電所の中央制御室非常用循環系ダクト等の点検調査の結果について、原子力規制庁に報告しましたのでお知らせします。

当社は、本年1月18日、原子力規制庁より、中国電力株式会社島根原子力発電所2号機で確認された中央制御室空調換気系ダクト腐食を受けて、志賀原子力発電所の同設備に関する点検調査等の指示を受けました。（平成29年1月19日お知らせ済み）

点検調査の結果、志賀1、2号機共に、機能・性能に影響を及ぼす異常がないことを確認し、本日（7月25日）、原子力規制庁に報告しました。（別紙参照）

[指示の内容]

1. 中央制御室非常用循環系ダクト及びこれらの系統に接続されている系統のダクトについて、原子炉施設保安規定^{※1}に定める運転上の制限^{※2}として、同系統が動作可能であることが要求されている原子炉の状態または原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業^{※3}に至る前までに点検調査すること。
2. 点検調査完了後、速やかに点検調査結果及び点検調査を行った施設に係る付帯情報（当該施設の系統図、過去の点検内容と点検実績、現行の保全計画^{※4}）を原子力規制庁に報告すること。

以上

別紙：志賀原子力発電所中央制御室非常用循環系ダクトの点検結果（報告概要）

※1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの

※2 運転上の制限

原子炉施設保安規定で定めている、原子炉の運転状態に応じた制限事項

※3 照射された燃料に係る作業

使用済燃料貯蔵プール内の燃料を原子炉へ移動する作業等（1、2号機共に、現在、全燃料は使用済燃料貯蔵プール内）

※4 保全計画

原子力発電所の号機毎に、定期検査開始日から次の定期検査開始日の前日までの期間において実施する点検・補修等の計画（プラント運転中も含む）などを定めたもの

志賀原子力発電所

中央制御室非常用循環系ダクト等の点検結果（報告概要）

1. 点検範囲

- ・ 1号機、2号機の中央制御室換気空調系ダクト（壁貫通部等の直接目視不可範囲は対象外）

2. 点検期間

- ・ 平成29年2月16日～6月6日

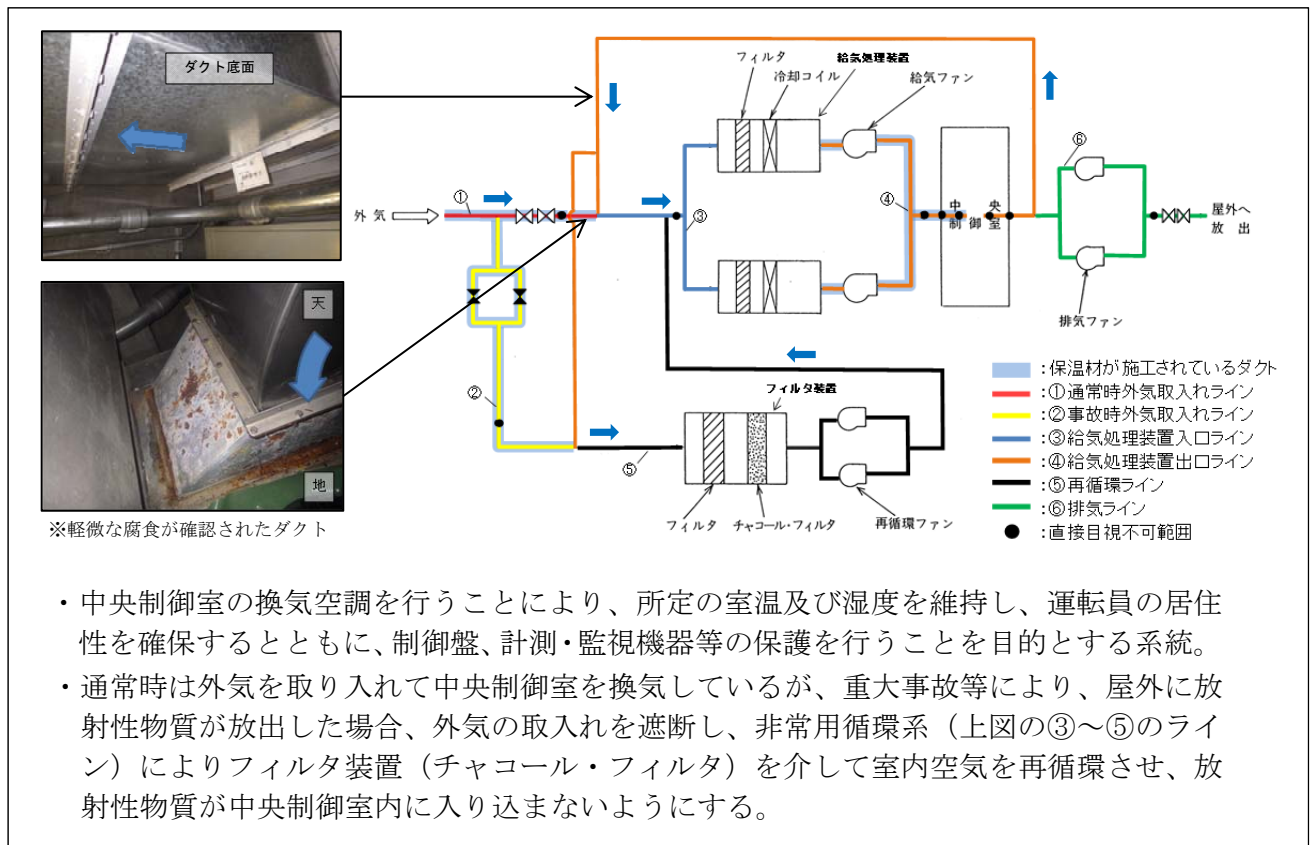
3. 点検方法

- ・ ダクトの外観を目視により点検（ダクトに保温材が施工されている場合は、保温材を取り外し）
- ・ なお、中央制御室内のダクトは、保温材の取外し作業のために足場を設置する必要があるが、設置により運転操作に悪影響を及ぼす可能性がある箇所については、保温材を取り外さずにダクト内面から点検を実施。

4. 点検結果

- ・ 1号機、2号機共に通常時外気取入れラインのダクト表面の一部に軽微な腐食が確認されたものの、機能・性能に影響を及ぼす異常は認められなかった。
- ・ その他ラインのダクトについては腐食は確認されず、機能・性能に影響を及ぼす異常は認められなかった。

<参考> 中央制御室換気空調系の概要（1号機の例）



- ・ 中央制御室の換気空調を行うことにより、所定の室温及び湿度を維持し、運転員の居住性を確保するとともに、制御盤、計測・監視機器等の保護を行うことを目的とする系統。
- ・ 通常時は外気を取り入れて中央制御室を換気しているが、重大事故等により、屋外に放射性物質が放出した場合、外気の入力を遮断し、非常用循環系（上図の③～⑤のライン）によりフィルタ装置（チャコール・フィルタ）を介して室内空気を再循環させ、放射性物質が中央制御室内に入り込まないようにする。

以上